

# 国立大学法人東京外国語大学留学生 日本語教育センター長候補者選考規 程

〔平成12年 4月12日〕  
制 定

改正 平成16年 4月 1日規則第185号

東京外国語大学留学生日本語教育センター長候補者選考規程（平成4年4月10日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学留学生日本語教育センター長候補者（以下「センター長候補者」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

（選考の時期）

第2条 留学生日本語教育センター教授会（以下「教授会」という。）は、次の各号のーに該当する場合に、センター長候補者を選考する。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) センター長が欠員となったとき。

第3条 センター長候補者の選考は、前条第1号に該当する場合は、任期満了の少なくとも1ヶ月前に、同条第2号及び第3号に該当する場合は、速やかに行う。

（資格）

第4条 センター長候補者は、本センターの専任教授とする。

（選考の方法）

第5条 センター長候補者選考のため、選挙を行う。

第6条 選挙権者は、本センターの専任教員とする。

- 2 選挙は、単記無記名投票とし、投票総数の過半数を得た者を当選者とする。
- 3 得票過半数を得た者がいないときは、上位2名（第2位に得票同数の者があるときは、これを含める。）につき更に投票を行うものとする。

第7条 前条の投票総数が選挙権者総数の3分の2に満たない場合は、改めて投票を行うものとする。

（センター長候補者の決定）

第8条 教授会は、選挙の結果に基づき、センター長候補者を決定する。

（推薦）

第9条 教授会議長は、前条により決定したセンター長候補者を学長に推薦する。

( 規程の改正 )

第 1 0 条 この規程の改正は、教授会の議を経て役員会の承認を得なければならない。

( 雑則 )

第 1 1 条 この規程の実施に関し、必要事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 2 年 4 月 1 2 日から施行し、平成 1 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。